

# 自治会の手引き

(令和6年度版)

最終改訂 令和6年4月



斑鳩町総務部総務課

## 目次

はじめに .....	2
<b>第1章 自治会の役割・組織</b>	
自治会の役割 .....	3
自治会の運営・組織 .....	4
<b>第2章 斑鳩町自治会連合会</b>	
自治会連合会とは .....	5
<b>第3章 自治会と町との関わり</b>	
町への届出について .....	6
自治会文書のコピーについて .....	6
自治会への加入について .....	6
自治会加入案内チラシ.....	7
町からの補助金について .....	9
自治会と関わりの深い町の業務と担当課 .....	23
自治会からの委員選出について .....	23
年間行事予定 .....	24
<b>第4章 自治会の法人化（認可地縁団体）</b>	
認可地縁団体とは .....	25
認可の要件 .....	26
認可地縁団体の各種変更手続きについて.....	27
規約（例） .....	28

## ～ はじめに ～

現在、少子高齢化や核家族・共働き家庭の増加など、社会情勢の変化に伴い、高齢者や子育て世帯に対する支援、環境保全、防災・防犯など、私たちの生活に直接関係する問題がたくさん起こっています。

また、都市化が進み、住む人の価値観が多様化する中で、地域での連帯感や、地域が本来持っているお互いに助け合うという相互扶助の機能が低下しつつあります。

しかしながら、何も起こらないときは気づかなかった「地域のつながり」も、日本各地で発生している災害などをきっかけに、今、改めてその重要性が叫ばれており、地域社会を支える基本的な組織としての自治会の役割はますます重要になってきています。

一人ひとりが地域に関心を持ち、自治会での活動に参加し、地域を見直すことで、人とひととのふれあいや暮らしでの満足度を高めていくことが、住みよいまちづくりへの"はじめの一歩"となっていきます。

向こう三軒両隣、遠くの親戚より近くの他人、という言葉に象徴されるように、昔は、隣近所が協力しあって生活していました。

人とのつながりは、少ないより多いほうが楽しいはず。何かあったときだけでなく、普段から強い「地域の絆」をつくりませんか？

## 第1章 自治会の役割・組織

### ■自治会の役割

自治会は、地域での生活をより快適なものにするため、自主的、自発的に共同活動を行いながら、まちづくりを進めていく組織であり、日々の暮らしのなかで最も身近にある、大変重要な地域住民同士の活動団体です。

自分たちの住む地域を守っていくためには、その地域に住む人が気軽に付き合い、日常生活に必要な情報交換や安全確保を行うなど、みんなで行動することが大切であり、互いに交流を深める様々な活動を通じて、みんなで住みよい地域づくりに取り組むことができます。

各地で頻発する災害への対応など、安全・安心のまちづくりのためにも、地域社会を支える基本的な組織としての自治会の役割は、ますます重要になってきています。

昨今は自治会未加入者の増加が全国的な課題となっていますが、日ごろの近所づきあいを積極的に行い、まずは顔見知りになった人が新たに自治会に加入されるというケースもあります。

また、自治会内のイベント等を活発に行うことで、「楽しそうだから入りたい」という考えが生まれることもあります。

ぜひ、地域の安全安心のため、活発なコミュニティをつくりましょう。

自治会の主な役割としては、次のようなものが挙げられます。

- 住民どうしの親睦を深め、連帯意識を高めて、地域での日常生活を豊かで円滑にします。
- 顔見知りが増え連帯感が高まれば、防犯面の安全向上につながるほか、災害などの緊急時にも助け合いがスムーズに行えるようになり、被害を少なくできます。
- 回覧などにより地域の情報を伝達することができます。
- 地域の意見や問題点をまとめて行政に要望する、意見反映のパイプ役の機能もあります。
- 地域の日常生活に共通する課題について、みんなで協力して解決していくことができます。

※ 主な自治会活動の具体例

- 防犯灯や消防施設の設置・管理
- 防犯パトロール
- 防災訓練
- 自主防災組織や自衛消防団の設立・運営
- ごみステーションの維持管理
- 水路掃除や公園の草刈等、環境美化活動
- 夏祭り、日帰り旅行、スポーツ大会、文化祭、趣味の講座などのイベント

## ■自治会の運営・組織

自治会は、その地域に住んでいる住民の自治組織であり、地域の人たちがお互いに話し合い、交流していくことができる場を設定し、かつ民主的な会の運営を心掛けていく必要があります。

### ○規約（会則）の整備

規約（会則）は、地域におけるまちづくりのための自主的なルールとしての意味を持っています。規約は民主的な活動の運営に欠かせないものであり、それぞれの自治会にあったものを工夫して作成する必要があります。

### ○役員の構成

秩序を保ちながら運営していくためには、役員の役割を明確にする必要があります。

自治会の規模によって、役員構成や人数等は変わってくるものと考えられますが、一般的な役員の例としては、自治会長・副会長・会計・書記・監事などが挙げられます。

### ○役員の選出

役員の選出については、選挙、推薦、抽選、輪番制など、様々な方法がありますが、自治会内でよく話し合い、それぞれの自治会で一番望ましい選出方法を工夫しましょう。

### ○組織

自治会の運営についての最高議決機関は総会です。少なくとも年に1回は、会員全員に参加を呼びかける「総会」を開きましょう。総会では、前年度の事業報告・決算、翌年度の事業計画・予算、役員の選出等について議決します。その議決事項に従って、役員会や班長会などで、実務的な進め方などについて議論していきます。



## 第2章 斑鳩町自治会連合会

### ■自治会連合会とは

地域社会を支える基本的な組織としての自治会の役割がますます重要になっているなか、自治会連合会では、住民の自治活動の向上発展に努め、関係行政機関との連携を図るとともに、各自治会の相互の連絡を密にし、地域住民の福祉の向上と豊かな地域社会づくりに寄与するため取り組んでいます。

特に研修会や自治会長交流会においては、自治会活動に活発に取り組んでおられる先進的な事例報告会や、自治会長同士での情報交換会を開催するなど、自治会活性化に向けての取組みを進めています。

#### ◆組織

町内各自治会の連合組織で、龍田第1地区・龍田第2地区・第3地区（法隆寺地区）・第4地区（富郷地区）の4つの地域ブロックからなっています。現在、106自治会が加入しています。

自治会連合会加入自治会数

	第1地区	第2地区	第3地区	第4地区	計
自治会数	37	21	13	34	105

#### ◆会合等

年3回程度、各自治会長が一堂に会する会合（総会・視察研修会・交流会等）があります。自治会同士の親睦や交流を図り、それぞれの活動について情報交換しあうことで、個々の自治会活動をより活発化させることができます。

#### ◆役員会

各ブロックから3名ずつ、12名の役員で組織され、年5～6回程度開催されます。



## 第3章 自治会と町との関わり

### ■ 町への届出について

自治会を設立したら、「自治会発足届」を役場・総務課に提出してください。また、自治会長を交代される場合は、「自治会長交代届」を提出していただくとともに、回覧数などに変更が生じた場合は、その都度、総務課へお知らせください。

自治会の登録をされた団体へは、官公署等からのご連絡等を適宜送付いたしますので、ご確認ください。また、代表者の個人情報については、町が行政目的に利用するほか、外部から代表者に関する個人情報の提供依頼があった場合は、その目的を確認した上で必要に応じ、氏名、住所及び連絡先をお知らせします。

### ■ 自治会文書のコピーについて

自治会文書の作成にあたり、下記の公共施設へコピー用紙をお持ちいただければ無料で輪転機等をご利用いただけます。輪転機は印刷機械の一つで、短時間で大量印刷ができるのが特徴です。(斑鳩町役場のみインクジェットプリンターのためカラー可)

#### ○ 輪転機等をご利用いただける公共施設

斑鳩町役場	平日 8:30～17:15
生き生きプラザ斑鳩	平日・土曜（※土曜が祝日の場合は閉館） 8:30～20:30
中央公民館 西公民館 東公民館	9:00～21:30（※水曜閉館）
中央体育館	9:00～17:00（※水曜閉館）

### ■ 自治会への加入について

斑鳩町では、自治会への加入を推し進めるため、転入手続きの際には窓口にて自治会加入案内チラシを配布しています。地域のつながりの重要性を踏まえ、自治会におきましても、積極的な勧誘をしていただきますようお願いいたします。（ご希望の自治会には、P7、P8の自治会加入案内チラシを総務課にてお渡しています。また、斑鳩町ホームページからもダウンロードいただけます。）

# 自治会に加入して 住み良いまちをつくりましょう

～自治会はあなたを必要としています～



「人づき合いはめんどうだし、加入しなくてもいいかな・・・」

なんて思っていないませんか？

「今は仕事や子育てが忙しいから・・・」

そんな時こそ、ご近所さんとの親睦を深めましょう！

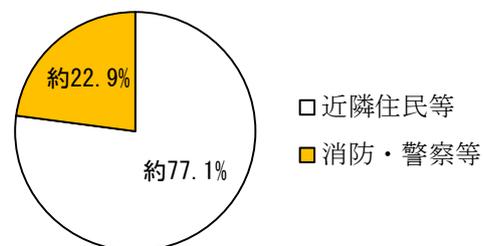
**いざという時、困った時、頼りになる人が身近にいますか？**

もしも、大地震など災害が、今この場所で起こったら・・・。

いざという時に、大切な家族や財産を守るのは人と人とのつながりです。

自治会は行政とのパイプ役を担っているだけでなく、環境美化、防犯・防災活動などを行っています。自治会のイベントを通して、お互いが「顔の見える関係」になることで、困った時に助け合うことができ、安全・安心で住み良い環境が出来ます。

～阪神・淡路大震災に学ぶ～  
約8割が「共助」での救出



阪神・淡路大震災で倒壊した建物から救出され生き延びることができた人の8割が、家族や近所の住民に救出されました。

出典：内閣府「26年版防災白書」

# 住み良いまちを！まちづくりの主役はわたしたちです！

## 自治会では例えばこんな活動をしています

(活動内容は自治会により異なります。)

### 防犯灯、消防施設の設置や 維持管理

みなさんが安心して暮らせるように、防犯灯や消防施設の整備を行っています。

(町の補助制度があります。)

### 親睦活動

お祭りや運動会、自治会独自の趣味の講座などを開催し、住民同士の交流を深めています。

### 防災活動

自主防災組織を結成し、災害に備えて防災訓練をしています。

生活に関係する身近なことに気がつくのは、そこに住んでいる住民のみなさんです。

### 情報伝達

役場からの案内や地域に密着した情報を回覧板などでお知らせします。



### 支え合いの活動

子どもから高齢者まで、地域のみんなで見守り、お互いに支え合う地域活動をしています。

### 環境美化活動

快適で美しいまちにするため、水路の掃除や公園の草刈りなどを行っています。

### ごみステーションの維持管理

町では、すみやかにごみを収集するために、ごみステーションに集め収集を行う「ステーション方式」を実施しています。そのため、自治会等でごみステーションの管理を行っています。

万が一のとき、緊急のとき、いち早く助け合えるのはご近所さんです。一緒に住み良い地域をつくりましょう。入会手続きは、自治会の代表者やご近所の方におたずねください。

お住まいの地区の自治会や代表者がわからないときは、役場総務課へお問い合わせください。

## ■ 町からの補助金について

町では、自治会等が行う活動を支援するため、下記の補助金を交付しています。

番号	事業名	担当課
①	自治会文具料及び資源物指定袋配布手数料	総務課
②	地域集会所施設整備費等補助金	
③	防犯灯設置補助金	安全安心課
④	防犯灯維持管理補助金	
⑤	消防施設整備事業等補助金	
⑥	自主防災組織設立及び活動支援補助金	
⑦	防犯カメラ設置事業補助金	
⑧	資源物集団回収事業奨励金	環境対策課
⑨	地元施行に係る水路改修及び水路浚渫事業に対する補助金	建設農林課
⑩	地元施行に係る舗装事業に対する補助金	
⑪	生涯学習活動補助金	教育委員会事務局 生涯学習課

※町民の負担軽減と利便性の向上を図るため、町へ提出する申請書等への押印等の義務付けの見直しを行い、令和4年4月1日から、一部様式を除き押印が不要となり、記名のみでの申請が可能になりました。このことから、窓口だけでなく電子メールやFAXでも申請書類を受け付けます。電子メールやFAXで申請書等ご提出いただく場合は、行き違い防止のため、お手数ですが、送信していただいた旨をお電話にて、各担当課までご一報くださいますようお願いいたします。

(各種様式については、斑鳩町役場ホームページからダウンロードいただけます)

① 自治会文具料及び資源物指定袋配布手数料

総務課秘書広報係

<p>■ 事業の内容</p>	<p>ふれあい豊かな地域社会の育成を目指し、地域住民と町行政との連絡調整を図るとともに、住民のコミュニティ活動を支援することを目的として、自治会等に対し文具料及び資源物指定袋配布手数料を交付します。</p>
<p>■ 補助対象者</p>	<p>斑鳩町自治会連合会加入自治会及び未加入団体（自治会等）</p>
<p>■ 補助の対象要件</p>	<p>自治会等の組織については、毎年1月1日現在で存在する団体について交付するものとし、文具料の基準となる戸数についても、同日現在の会員戸数によるものとします。ただし、資源物指定袋配布手数料の基準となる戸数は、その年度の資源物指定袋配布戸数によるものとします。</p>
<p>■ 補助金額の基準</p>	<p>○文具料（自治会連合会加入自治会のみ） 1戸当たり 600円</p> <p>○資源物指定袋配布手数料（自治会等） 1戸当たり 50円</p>
<p>■ その他特記事項</p>	<p>毎年12月初旬頃に総務課から文具料等交付請求書を送付しますので、1月1日現在の戸数を確認のうえ、速やかに総務課へ請求書を提出してください。</p>

② 地域集会所施設整備費等補助金

総務課秘書広報係

■ 事業の内容	地域住民の福祉の増進とふれあい豊かな地域社会の育成並びに自治会活動の活性化を図るため、自治会等が地域集会所の新築・改築・増築・修繕・賃借・既存建物の購入・土地の購入・備品の購入を行うにあたり、補助金を交付します。
■ 補助対象者	斑鳩町自治会連合会加入自治会及び未加入団体（自治会等）
■ 補助の対象要件	別表のとおり
■ 補助金額の基準	別表のとおり
■ その他特記事項	<p>地域集会所施設整備費等補助金交付申請書を総務課へ提出してください。なお、補助対象事業の区分により、添付書類が異なりますので詳しくは総務課へお問い合わせください。</p> <p>※毎年 9 月頃に次年度計画書の提出案内を送付しますので、計画がある場合は、集会所施設整備計画書に見積書を添えて期限までに総務課へ提出してください。</p>

別表

区分	補助の対象	補助金の額
新築及び既存の建物の購入	延べ面積が 30 平方メートル以上であること。 新築の場合の建築単価にあっては、20 万円以下の部分に限る。	実際に要する費用の額の 3 分の 2 以内の額 ただし、2,000 万円を限度とする。
増築及び改築	その床面積が 10 平方メートル以上であること。	実際に要する費用の額の 3 分の 2 以内の額 ただし、500 万円を限度とする。

区分	補助の対象	補助金の額
修繕	実際に要する費用の額が10万円以上であること。	実際に要する費用の額の3分の2以内の額 ただし、300万円を限度とする。
高齢者、障害者に配慮した改造	実際に要する費用の額が10万円以上であること。	実際に要する費用の額の3分の2以内の額 ただし、300万円を限度とする。
土地の購入	新たに地域集会所としての使用に供するため、土地を購入する場合の土地の面積は、80平方メートル以上、既存の地域集会所を増築するため、土地を購入する場合の土地の面積は、25平方メートル以上であること。 ただし、平成11年4月1日以前から地域集会所の敷地としての使用に供されていた土地を購入する場合は、この限りでない。	購入価格3分の2以内の額 ただし、2,000万円を限度とする。
備品の購入	実際に要する費用の額が5万円以上であること。 机、椅子、テレビ、冷蔵庫に限る。	購入価格の3分の2以内の額 ただし、70万円を限度とする。
賃借	自治会活動を行うための建物等の使用料及び賃貸借契約による賃借料。 ただし敷金、礼金等を除く。	実際に要する費用の3分の2以内の額 ただし、月額2万円を限度とする。
(備考)		
<ol style="list-style-type: none"> <li>1 補助金の額は、1,000円未満切り捨てるものとする。</li> <li>2 補助を受けて整備を行う地域集会所が、市町村の境界を超え、他市町村に存在する自治会等と、当町に存在する自治会等との共有物である場合は、当町に存在する自治会等が負担すべき費用部分を補助の対象とする。</li> </ol>		

### ③ 防犯灯設置補助金

安全安心課交通防犯係

<p>■ 事業の内容</p>	<p>安全で安心、また地球にやさしいまちづくりをすすめるため、自治会等に対し防犯灯の設置または、故障等による更新（修繕を除く）に要する費用の全部又は一部を補助します。</p>
<p>■ 補助対象者</p>	<p>斑鳩町自治会連合会加入自治会及び未加入団体（自治会等）</p>
<p>■ 補助の対象要件</p>	<p>補助金は、設置した防犯灯を常に適正に維持及び管理ができる自治会等に対して交付します。</p>
<p>■ 補助金額の基準</p>	<p>○防犯灯の設置          設置に係る費用：1灯につき38,500円を限度として補助。          ※ただし、設置に特別な工事を要する場合、または光量の多い防犯灯を設置する場合は60,500円を限度として補助。</p> <p>○防犯灯を取付ける為の支柱の設置          設置に係る費用：1本につき2分の1の額を補助。</p>
<p>■ その他特記事項</p>	<p>防犯灯設置補助金交付申請書に次の書類を添えて安全安心課へ提出してください。</p> <p>(1) 設置費用に係る見積書の写し          (2) 設置場所がわかる図面</p>

#### ④ 防犯灯維持管理補助金

安全安心課交通防犯係

<p>■ 事業の内容</p>	<p>自治会等が設置し、維持管理を行っている防犯灯について、電気料金等の経費の軽減を図り、地域の防犯活動に資するため、補助金を交付します。</p>
<p>■ 補助対象者</p>	<p>斑鳩町自治会連合会加入自治会及び未加入団体（自治会等）</p>
<p>■ 補助の対象要件</p>	<p>補助金は、防犯灯を設置し、維持管理をしている自治会等に対して交付します。</p> <p>補助の対象となる防犯灯は、原則として、電力供給会社との契約種別が公衆街路灯契約である防犯灯に限ります。</p> <p>（集会所等と同一の契約となっている防犯灯については、補助対象外となります。）</p>
<p>■ 補助金額の基準</p>	<p>防犯灯の電気料金の全額に相当する額</p>
<p>■ 補助金交付方法</p>	<p>自治会等からの申請に基づき、委任払方式により、町から電力供給会社に対し直接、補助金（電気料金）を支払います。</p>
<p>■ その他特記事項</p>	<p>防犯灯維持管理補助金交付申請書兼受領委任払申請書（第1号様式）を、毎年度当初又は新たに防犯灯を設置したときに、安全安心課へ提出してください。</p>

⑤ 消防施設整備事業等補助金

安全安心課消防防災係

<p>■ 事業の内容</p>	<p>地域の消防活動に資するため、自治会等に対し消防施設の整備に要する費用の一部を補助します。</p>
<p>■ 補助対象者</p>	<p>斑鳩町自治会連合会加入自治会及び未加入団体（自治会等）</p>
<p>■ 補助の対象要件</p>	<p>補助金は、整備した消防施設を常に適正に維持及び管理ができる自治会等に対して交付します。</p>
<p>■ 補助金額の基準</p>	<p>主な整備事業は下記のとおり。それぞれ事業費の3分の2以内の額</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ホース購入事業</li> <li>○器具購入事業（筒先、スタンドパイプ、開栓キー）</li> <li>○器具格納箱購入事業</li> <li>○可搬式小型動力ポンプ購入事業</li> </ul>
<p>■ その他特記事項</p>	<p>消防施設整備事業等補助金交付申請書に次の書類を添えて安全安心課へ提出してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>（1）見積書</li> <li>（2）設置場所の見取図</li> </ul> <p>※毎年9月頃に来年度の事業予定について意向調査をさせていただきますので、計画がある場合はご回答をお願いします。</p>

⑥ 自主防災組織設立及び活動支援補助金

安全安心課消防防災係

<p>■ 事業の内容</p>	<p>災害時においては、被害を最小限に抑えるため、隣近所の人たちが集まって、お互いに協力しながら初動時の防災活動に取り組むことが大切です。斑鳩町では、このような自主防災活動の促進を図るため、自主防災組織の設立とその活動に対して補助金を交付します。</p>												
<p>■ 補助対象者</p>	<p>斑鳩町自治会連合会加入自治会及び未加入団体（自治会等） 又は斑鳩町が認めた自主防災組織</p>												
<p>■ 補助の対象要件</p>	<p>○補助対象経費</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設立支援補助金 必要な防災資機材の購入等、自主防災組織の設立に要する経費</li> <li>・活動支援補助金 防災訓練、学習会等、自主防災組織の活動に要する経費</li> </ul>												
<p>■ 補助金額の基準</p>	<p>○設立支援補助金（設立年度のみ）</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: left;">1 組織につき 50 戸未満</td> <td style="text-align: right;">50,000 円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: left;">50 戸以上 100 戸未満</td> <td style="text-align: right;">100,000 円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: left;">100 戸以上</td> <td style="text-align: right;">150,000 円</td> </tr> </table> <p>○活動支援補助金（設立の翌年度から）</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: left;">1 組織につき 50 戸未満</td> <td style="text-align: right;">20,000 円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: left;">50 戸以上 100 戸未満</td> <td style="text-align: right;">40,000 円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: left;">100 戸以上</td> <td style="text-align: right;">60,000 円</td> </tr> </table>	1 組織につき 50 戸未満	50,000 円	50 戸以上 100 戸未満	100,000 円	100 戸以上	150,000 円	1 組織につき 50 戸未満	20,000 円	50 戸以上 100 戸未満	40,000 円	100 戸以上	60,000 円
1 組織につき 50 戸未満	50,000 円												
50 戸以上 100 戸未満	100,000 円												
100 戸以上	150,000 円												
1 組織につき 50 戸未満	20,000 円												
50 戸以上 100 戸未満	40,000 円												
100 戸以上	60,000 円												
<p>■ その他特記事項</p>	<p>自主防災組織設立・活動支援補助金交付申請書に次の書類を添えて安全安心課へ提出してください。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 設立及び活動事業計画書、収支予算書</li> <li>(2) 自主防災組織の規約及び防災計画書（設立年度のみ）</li> </ol>												

⑦ 防犯カメラ設置事業補助金

安全安心課交通防犯係

<p>■ 事業の内容</p>	<p>安全で安心なまちづくりを推進し、自発的な防犯活動を支援するため、防犯カメラを設置しようとする自治会等に対し、防犯カメラの設置に要する費用の一部を補助します。</p>
<p>■ 補助対象者</p>	<p>斑鳩町自治会連合会加入自治会及び未加入団体（単一の自治会又は、複数の自治会による集合体）</p>
<p>■ 補助の対象要件</p>	<p>下記の要件の全てを満たすもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>（１）防犯カメラの設置について、自治会等の合意形成が図られていること。</li> <li>（２）防犯カメラの管理運用基準を策定していること。</li> <li>（３）防犯カメラの設置について、西和警察署の助言（協議）を受けていること。</li> <li>（４）防犯カメラを設置する場所の所有者等の同意又は許可を得ていること。</li> <li>（５）防犯カメラの撮影範囲が主として、道路、公園等不特定多数の者が利用する公共空間であり、撮影範囲内に住居等私的な空間が含まれるときは、所有者又は居住者等の同意を得ていること。</li> <li>（６）防犯カメラの設置に対し、国、県又は町等から同種の補助金の交付を受け、又は受ける予定がないこと。</li> <li>（７）防犯カメラの設置を示すプレート等を設置すること。</li> </ul>
<p>■ 補助金額の基準</p>	<p>補助対象経費の合計額に 2 分の 1 を乗じて得た額（1,000 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、1 自治会等につき 1 会計年度当たり 20 万円を限度として補助。</p> <p>※毎年 9 月頃に次年度の設置予定について意向調査を行いますので、計画がある場合はご回答をお願いします。</p>
<p>■ その他特記事項</p>	<p>申請を行う際には、事前に安全安心課へ相談のうえ、斑鳩町防犯カメラ設置事業補助金交付申請書に次の書類を添えて提出してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>（１）防犯カメラの設置について、自治会等の合意形成が図られていることを証する書類（例：自治会総会での書類・議事録等）</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"><li>(2) 防犯カメラの管理運用基準</li><li>(3) 防犯カメラの設置についての西和警察署との協議記録</li><li>(4) 防犯カメラを設置する場所の所有者等（関西電力・NTT、その他土地所有者等）の同意書又は許可書（例：占有許可証・電柱等共架許可証等）</li><li>(5) 防犯カメラの撮影範囲内に住居等私的な空間が含まれる場合における所有者又は居住者等の同意書</li><li>(6) 防犯カメラ、防犯カメラを設置するためのポール及び設置プレート等の購入及び設置に要する経費の見積書</li><li>(7) 防犯カメラを設置する場所の位置図及び撮影範囲を示すもの</li><li>(8) 設置する防犯カメラの概要がわかるカタログ等の資料</li></ul>
--	--

⑧ 資源物集団回収事業奨励金

環境対策課環境保全推進係

<p>■ 事業の内容</p>	<p>ごみ減量化、再資源化及び町民のごみに対する意識高揚を図るため、廃棄物のうち再生可能な資源物の回収事業を実施している団体に対し、奨励金を交付します。</p>
<p>■ 補助対象者</p>	<p>自主的に資源物の回収を行う町内の地域住民で組織する団体</p>
<p>■ 補助の対象要件</p>	<p>○団体の登録                  奨励金の交付を受けようとする団体は、あらかじめ斑鳩町資源物集団回収団体登録申請書を環境対策課へ提出してください。</p> <p>○交付対象品目                  (1) 本類(本、雑誌)、(2) 広告類(広告紙、チラシ)、(3) その他紙類(新聞紙、ダンボール、紙パック)、(4) 繊維類(古布、古着)、(5) 金属類(アルミ缶)、(6) その他町長が適当と認めるもの</p>
<p>■ 補助金額の基準</p>	<p>資源物の総重量に対し、1 kg あたり 5 円                  (総重量に 1 kg 未満の端数がある場合は、端数重量を切り捨て)</p>
<p>■ その他特記事項</p>	<p>資源物集団回収奨励金交付申請書兼請求書に資源物回収実績書及び引取り明細書の原本を添えて、次の区分に応じた時期に環境対策課へ提出してください。</p> <p>(1) 3 月から 5 月までの回収分 6 月 10 日まで。                  (2) 6 月から 8 月までの回収分又は 3 月から 8 月までの回収分 9 月 10 日まで。                  (3) 9 月から 11 月までの回収分 12 月 10 日まで。                  (4) 12 月から翌年 2 月までの回収分又は 9 月から翌年 2 月までの回収分 3 月 10 日まで。</p>

## ⑨ 地元施行に係る水路改修及び水路浚渫事業に対する補助金

建設農林課総務管理係

■ 事業の内容	住環境整備の促進を図るため、常時公共の用に供されている水路で、受益者が自発的に施行する水路改修工事、又は水路浚渫事業等維持管理行為に対し、補助金を交付します。
■ 補助対象者	斑鳩町自治会連合会加入自治会及び未加入団体（自治会等）
■ 補助の対象要件	事業費が 15 万円以上で適当と認めるもの
■ 補助金額の基準	認定した事業費の 2 分の 1 以内の額
■ その他特記事項	地元施行に係る水路改修及び水路浚渫事業補助金交付申請書に次の書類を添えて建設農林課へ提出してください。 (1) 事業計画書 (2) 収支予算書 (3) その他町長が必要と認める書類

## ⑩ 地元施行に係る舗装事業に対する補助金

建設農林課総務管理係

■ 事業の内容	住環境整備の促進を図るため、常時公共の用に供されている道路で、受益者が自発的に施行する道路舗装工事に対し、補助金を交付します。
■ 補助対象者	斑鳩町自治会連合会加入自治会及び未加入団体（自治会等）
■ 補助の対象要件	事業費が 25 万円以上で適当と認めるもの
■ 補助金額の基準	認定した事業費の 2 分の 1 以内の額
■ その他特記事項	地元施行に係る舗装事業補助金交付申請書に次の書類を添えて建設農林課へ提出してください。 (1) 事業計画書 (2) 収支予算書 (3) その他町長が必要と認める書類

<p>■ 事業の内容</p>	<p>地区住民の学習の機会と、学習意欲・連帯意識の向上を図ると共に、地域力の醸成を推進するため、対象事業を実施する自治会に対し、補助金を交付します。</p>
<p>■ 補助対象者</p>	<p>斑鳩町自治会連合会加入自治会及び未加入団体（自治会等）</p>
<p>■ 補助の対象要件</p>	<p>○補助対象事業  知識・技能を習得し、生活に潤いを与える学習内容であり、かつ学習を通していきいきとした地域交流を目的とした事業で、下記要件を満たすもの</p> <p>(1) 事業は、年間 15 時間以上実施すること。  (2) 事業参加構成人員は、10 名以上とすること。  (3) 指導者の営業宣伝に供する教室でないこと。</p>
<p>■ 補助金額の基準</p>	<p>○ 1 事業に対する補助金額</p> <p>事業参加構成人員</p> <p>10 人以上 14 人以下 15,000 円  15 人以上 29 人以下 18,000 円  30 人以上 21,000 円</p> <p>※3 事業を限度とします。</p>
<p>■ その他特記事項</p>	<p>生涯学習活動補助金交付申請書に次の書類を添えて生涯学習課へ提出してください。</p> <p>(1) 事業計画書  (2) 収支予算書</p>

## ■ 自治会と関わりの深い町の業務と担当課

主な業務と担当課は下記の通りとなっています。

- 防犯・防災、交通安全対策について【安全安心課】
- 消防施設の整備について【安全安心課】
- 地域集会所について【総務課】
- ごみの収集について【環境対策課】
  - ・折りたたみ式簡易ごみボックス配付について  
自治会内のごみ集積所で、カラスや野良猫などへの対策を講じているにもかかわらず、被害を抑えることができない場合について、折りたたみ式簡易ごみボックスを配付基準に基づき、自治会に配付しています。詳しくは環境対策課までお問合せください。
- 環境保全推進委員について【環境対策課】
- 道路・河川・都市下水路の管理について【建設農林課】
- 公園について【都市創生課】
- 公共下水道の管理、整備について【上下水道課】
- 生涯学習、人権について【教育委員会事務局生涯学習課】

## ■ 自治会からの委員選出について

町では、各自治会から次の委員について選出をお願いしています。

- 環境保全推進委員（各自治会から1名）【環境対策課】  
地域の良好な環境づくりについての活動をお願いしています。任期は2年です。  
自治会長は、環境保全推進補助員として、推進委員の活動の補佐をお願いします。
- 人権委員（各自治会から若干名）【教育委員会事務局生涯学習課】  
人権教育の推進をはじめ、人権に関わる諸問題の解決にご協力いただいています。  
任期は1年です。

## ■年間行事予定

町における自治会関連行事はおおむね例年下記の通りとなっています。

開催時期（予定）	行事内容（予定）
5月中旬	自治会連合会定例総会
6月頃	いかるがの里クリーンキャンペーン
	自治会人権委員総会
7月頃	差別をなくす町民集会
9月頃	自治会連合会視察研修会
9月～10月頃	自治会内美化キャンペーン
10月1日	赤い羽根共同募金運動開始
12月1日	歳末たすけあい運動開始
2月中旬	自治会連合会懇談会
3月初旬	清流復活大作戦
	安全と安心を守る町民の集い

## 第4章 自治会の法人化（認可地縁団体）

### ■ 認可地縁団体とは

#### ◆ 自治会の法人化について

地縁による団体が法人格を取得する目的は、団体が「地域的な共同活動のための不動産又は不動産に関する権利等を保有するため」、「地域的な共同活動を円滑に行うこと」とされています。

平成3年に地方自治法が改正されるまで、自治会は、PTAや青年団などと同じく法的には通常「権利能力なき社団」と位置付けられ、団体名義では不動産登記等ができませんでした。しかし、自治会では不動産等の資産を保有している場合も多く、これらの自治会などでは会長名義などで不動産の登記等を行っていました。ところが、個人名義の登記は、名義人が転居や死亡などにより自治会の構成員でなくなった場合に、名義の変更や相続などの問題を生じる危険性を伴うものでした。

こうした問題に対処するために、平成3年4月2日公布施行の地方自治法の一部を改正する法律において、自治会が一定の手続きの下に法人格を取得できる規定が盛り込まれ、自治会名で不動産などを登記することができるようになりました。

その後、令和3年度の地方自治法の一部改正により、不動産等の保有及び保有の予定の有無にかかわらず、地域的な共同活動を円滑に行うため市区町村長の認可を受けることが可能になりました。

「地域的な共同活動を円滑に行うこと」の具体的な事例としては、高齢者等への生活支援や地域交通の維持、地域の特産物開発、マーケットの運営等の経済活動を行っている地縁による団体が団体名義で契約の締結等が可能になることなどがあげられます。これにより、継続した活動基盤の確立、法人が契約主体となることによる事業活動の充実化、法律上の責任の所在の明確化、個人財産と法人財産との公私混同防止、対外的な信用の獲得等の恩恵を受ける可能性があり、地域活動の一層の活性化が図られます。

#### ◆ 「地縁による団体」とは

地縁による団体は、「町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体」（法第260条の2第1項）と定義され、区域に住所を有することのみを構成員の資格としています。したがって、団体の区域に住所を有する人は誰でも構成員とすることができます。これが「地縁による団体」です。

## ■認可の要件

◆町長が認可するためには、次の4つの要件が備わっている必要があります。（法第260条の2）

1 その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、現にその活動を行っていることと認められること。

⇒ 認可を申請する地縁による団体が、スポーツや芸術などの特定の活動ではなく広く地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とすることを規約に明記することが必要です。「現にその活動を行っていることと認められる」ことを証する書類は、総会に提出された前年度の実績報告書でよいとされています。

2 その区域が、住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること。

⇒ 地縁による団体の区域は、その団体が安定的に存在しているその現況によることとしています。この区域は、町又は字及び地番又は住居表示により区域を表示するほか、住民にとって客観的に明らかな区域と認識できる場合には、道路や河川等により区域を画することも可能とされています。

3 その区域に住所を有するすべての個人は、構成員となることができるものとし、その相当数の者が現に構成員となっていること。

⇒ 「すべての個人」とは、「年齢・性別等を問わず区域に住所を有する個人すべて」という意味です。また、「相当数」の判断は、一般的には区域の住民の過半数が構成員となっている場合にはおおむね「相当数」とみなされます。

4 規約を定めていること。

⇒ 目的、名称、区域、主たる事務所の所在地、構成員の資格に関する事項、代表者に関する事項、会議に関する事項、資産に関する事項が記載されていることが必要があります。

【規約（例）については、28ページ～32ページ参照】

※地縁による団体が法人格を得るためには、町長の認可が必要です。（認可申請書様式は総務課でお渡しします。）

※認可申請を行う際には、必要書類や手続きの流れなど、事前に総務課へお問い合わせください。

## ■ 認可地縁団体の各種変更手続きについて

◆ 地方自治法第 260 条の 2 に基づく「地縁による団体」として認可を受けた団体は、告示事項（代表者、事務所の所在地、規約に定める目的、区域など）に変更が生じた場合には町長への届出等が必要となります。

### 1 代表者（会長）の変更

届出書類：告示事項変更届

添付書類：変更の承認を受けた総会の議事録  
総会資料等

※P 6「自治会長交代届」の提出のみでは、告示事項は変更されませんので、手続き漏れのないよう注意してください。

### 2 事務所の所在地

届出書類：告示事項変更届

添付書類：変更の承認を受けた総会の議事録  
総会資料等

### 3 規約の変更（規約変更認可申請）

申請書類：規約変更認可申請書

添付書類：変更の承認を受けた総会の議事録  
総会資料  
変更後の規約等

※規約変更は、それぞれの規約において、他の議決案件と比べ、議決数の要件が厳しい規定となっている場合があります。このため、軽微な変更であっても、総会にはかる前に総務課へご相談ください。

※届出書類等様式、添付必要書類、議事録の作成方法など、詳しくは総務課へお問い合わせください。

## ■規約（例）

# 〇〇自治会規約

## 第1章 総則

（目的）

第1条 本会は、以下に掲げるような地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。

- （1）回覧板の回付等区域内の住民相互の連絡
- （2）美化・清掃等区域内の環境の整備
- （3）集会施設の維持管理
- （4）・・・
- （5）・・・ など

（名称）

第2条 本会は、〇〇自治会と称する。

（区域）

第3条 本会の区域は、斑鳩町〇〇丁目〇〇番〇〇号から××番××号までの区域とする。

（主たる事務所）

第4条 本会の主たる事務所は、自治会長宅に置く。

## 第2章 会員

（会員）

第5条 本会の会員は、第3条に定める区域に住所を有する個人とする。

（会費）

第6条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

（入会）

第7条 第3条に定める区域に住所を有する個人で本会に入会しようとする者は、入会申込書を会長に提出しなければならない。

2 本会は、前項の入会申込みがあった場合には、正当な理由なくこれを拒んではならない。

（退会等）

第8条 会員が次の各号の一に該当する場合には退会したものとする。

- （1）第3条に定める区域内に住所を有しなくなった場合
  - （2）本人より別に定める退会届が会長に提出された場合
- 2 会員が死亡し、又は失踪宣告を受けたときは、その資格を喪失する。

## 第3章 役員

（役員の種類別）

第9条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 〇名
- (3) その他の役員 〇名
- (4) 監 事 〇名

(役員を選任)

第10条 役員は、総会において、会員の中から選任する。

2 監事と会長、副会長及びその他の役員は、相互に兼ねることはできない。

(役員職務)

第11条 会長は、本会を代表し、会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3 監事は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 本会の会計及び資産の状況を監査すること。
- (2) 会長、副会長及びその他の役員の業務執行の状況を監査すること。
- (3) 会計及び資産の状況又は業務執行について不整の事実を発見したときは、これを総会に報告すること。
- (4) 前号の報告をするため必要があると認めるときは、総会の招集を請求すること。

(役員任期等)

第12条 役員任期は、〇年とする。ただし再任を妨げない。

2 補欠により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

4 役員が次の事項に該当するに至ったときは、総会の議決を経て解任することができる。

- (1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他の役員としてふさわしくない行為があったとき。

## 第4章 総会

(総会種別)

第13条 本会の総会は、通常総会及び臨時総会の二種とする。

(総会構成)

第14条 総会は、会員をもって構成する。

(総会権能)

第15条 総会は、この規約に定めるもののほか、本会の運営に関する重要な事項を議決する。

(総会開催)

第16条 通常総会は、毎年度決算終了後〇ヶ月以内に開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めるとき。
- (2) 総会員の5分の1以上から会議の目的たる事実を示して請求があったとき。
- (3) 第11条第3項第4号の規定により監事から開催の請求があったとき。

(総会の招集)

第17条 総会は、会長が招集する。

2 会長は、前条第2項第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その請求のあった日から○日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会の日から○日前までに文書をもって通知しなければならない。

(総会の議長)

第18条 総会の議長は、その総会において、出席した会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第19条 総会は、総会員の2分の1以上の出席がなければ、開会することができない。

(総会の議決)

第20条 総会の議事は、この規約に定めるもののほか、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会員表決権)

第21条 会員は、総会において、各々1個の表決権を有する。

2 次の事項については、前項の規定にかかわらず、会員の表決権は、会員の所属する世帯の会員数分の1とする。

(1)・・・

(2)・・・

(総会の書面表決等)

第22条 やむを得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における第19条及び第20条の規定の適用については、その会員は出席したものとみなす。

(総会の議事録)

第23条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1)日時及び場所

(2)会員の現在数及び出席数(書面表決者及び表決委任者を含む)

(3)開催目的、審議事項及び議決事項

(4)議事の経過の概要及びその結果

(5)議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名押印をしなければならない。

## 第5章 役員会

(役員会の構成)

第24条 役員会は、監事を除く役員をもって構成する。

(役員会の権能)

第25条 役員会は、この規約で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項  
(役員会の招集等)

第26条 役員会は、会長が必要と認めるとき招集する。

2 会長は、役員のお分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったときは、その請求のあった日から○日以内に役員会を招集しなければならない。

3 役員会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも○日前までに通知しなければならない。

(役員会の議長)

第27条 役員会の議長は、会長がこれに当たる。

(役員会の定足数等)

第28条 役員会には、第19条、第20条、第22条及び第23条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「総会」とあるのは「役員会」と、「会員」とあるのは「役員」と読み替えるものとする。

## 第6章 資産及び会計

(資産の構成)

第29条 本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 別に定める財産目録記載の資産
- (2) 会費
- (3) 活動に伴う収入
- (4) 資産から生ずる果実
- (5) その他の収入

(資産の管理)

第30条 本会の資産は、会長が管理し、その方法は役員会の議決によりこれを定める。

(資産の処分)

第31条 本会の資産で第29条第1号に掲げるもののうち別に総会において定めるものを処分し、又は担保に供する場合には、総会において○分の△以上の議決を要する。

(経費の支弁)

第32条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第33条 本会の事業計画及び予算は、会長が作成し、毎会計年度開始前に、総会の議決を経て定めなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の規定に関わらず、年度開始後に予算が総会において議決されていない場合には、会長は、総会において予算が議決される日までの間は、前年度の予算を基準として収入支出をすることができる。

(事業報告及び決算)

第34条 本会の事業報告及び決算は、会長が事業報告書、収支計算書、財産目録等として作成し、監事の監査を受け、毎会計年度終了後3月以内に総会の承認を受けなければならない。

(会計年度)

第35条 本会の会計年度は、毎年〇月〇日に始まり、△月△日に終わる。

## 第7章 規約の変更及び解散

(規約の変更)

第36条 この規約は、総会において総会員の4分の3以上の議決を得、かつ、斑鳩町長の認可を受けなければ変更することはできない。

(解散)

第37条 本会は、地方自治法第260条の20の規定により解散する。

2 総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の4分の3以上の承諾を得なければならない。

(残余財産の処分)

第38条 本会の解散のときに有する残余財産は、総会において総会員の〇分の△以上の議決を得て、本会与類似の目的を有する団体に寄付するものとする。

## 第8章 雑則

(備付け帳簿及び書類)

第39条 本会の主たる事務所には、規約、会員名簿、認可及び登記等に関する書類、総会及び役員会の議事録、収支に関する帳簿、財産目録等資産の状況を示す書類その他必要な帳簿及び書類を備えておかなければならない。

(委任)

第40条 この規約の施行に関し必要な事項は、総会の議決を経て、〇〇が別に定める。

### 附則

1 この規約は、〇年〇月〇日から施行する。

2 本会の設立初年度の事業計画及び予算は、第33条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

3 本会の設立初年度の会計年度は、第35条の規定にかかわらず、設立認可のあった日から△年△月△日までとする。

# 自治会の手引き

斑鳩町役場 総務部総務課 秘書広報係

〒636-0198

奈良県生駒郡斑鳩町法隆寺西 3-7-12

TEL 0745-74-1001 (代) FAX 0745-74-1011

e-mail : soumu@town.ikaruga.nara.jp